

# 児童手当の

## 支給対象が 広がられます



下のもの(扶養親族五人、二

### ○所得

請求者の収入額が一定額以下のこと。

### ○支給要件

児童手当の支給対象が、四月一日から広がられます。(一月号既報)

### ○支給額

百三十三万円)

### ○請求手続き

請求手続きは、遅くとも三月までに済ませてください。

### ○申請手続き

該当のかたは、印かんをお持ちになって、福祉事務所または支所・出張所で手続きください。

# 国民年金だより

## からだの 不自由なかた

### 「障害福祉年金」の

#### 申請を



みなさんの家族や近所のかたで目の見えないかた・耳が聞えないかた・手足の不自由なかたはいませんか。国民年金では、次に該当するかたがたに、障害福祉年金・老齢年金がそれぞれ支給されます。

○十九歳までに重い障害になりそのまま二十歳になったかた。  
※身体障害者手帳のおおむね二級以上程度のかた。

【障害福祉年金支給該当者】  
○昭和三十四年国民年金制度が定められたときに、すでに重い障害の状態にあったかた。

○満七十歳をこえているかた。  
○満六十五歳以上のかたで、日常生活に支障をきたすような、身体障害者手帳三級程度障害のあるかたには、例外として支給されます。

○明治四十四年四月一日以前に生れたかたで、病気やけがなどで身体が不自由になったかた。

○今年(昭和四十一年)は切りかえ時期であるため、十一月分から二月分までの四か月分を、二月に支払うことになりました。

【老齢福祉年金支給該当者】  
○満七十歳をこえているかた。  
○満六十五歳以上のかたで、日常生活に支障をきたすような、身体障害者手帳三級程度障害のあるかたには、例外として支給されます。

【改正前】  
三月・六月・九月・十二月  
二月・五月・八月・十一月

【注意事項】  
○今年(昭和四十一年)は切りかえ時期であるため、十一月分から二月分までの四か月分を、二月に支払うことになりました。

【注意】  
○今年(昭和四十一年)は切りかえ時期であるため、十一月分から二月分までの四か月分を、二月に支払うことになりました。

## 国民年金を 支払う月が かわります

年金を受けているみなさん!!

年金の支払期が、三月から次のように変わりますので、まちがいのないように、年金を受けてください。

【支払月】  
三月・六月・九月・十二月  
二月・五月・八月・十一月

【改正前】  
三月・六月・九月・十二月  
二月・五月・八月・十一月

【注意事項】  
○今年(昭和四十一年)は切りかえ時期であるため、十一月分から二月分までの四か月分を、二月に支払うことになりました。

# 市史編さん

## だより

37

### 日光の人物史

#### 最初の日光山座主

#### 教旻大僧都

教旻(きょうびん)大僧都は勝道上人とは従兄弟(いとこ)に当り、神護景雲の初め、上人が日光山にはいつてから、常にそのそばを離れず、共に苦しい修業を行ないました。

弘化九年(八一八)には、同門の道珍・仁朝・尊鎮らと共に勝道上人の事蹟を記録した「補陀洛山建立修行日記」一卷を撰しており、同十一年(八二〇)には、きびしい寒さにも屈せず修行や修学に励むかたわら、後進の指導にも力をそそぎました。また、弘仁年中、勅命による

一宗の長老の意味ではなく、この当時の座主というのは、また、弘仁年中、勅命による



東照宮社務所わきにある教旻大僧都の墓

祈願として「大千度行法」を始めました。

大千度行法というのは、勝道上人が山河を歩き、各所の峯や谷に祈って、神仏の加護を念じつつ行じた秘法で、後に、それらの神仏を、すべて山内に勧請(かんじょう)し、神仏の分靈を請じ迎えることとして、その大小の堂社を巡拝し、読経法楽(ほくらく)を誦したり楽などを奏して本尊に供養すること)など行ないました。が、決して言葉交

【無言の行】として知られていました。

教旻大僧都は、天長五年(八二八)三月七日、七十九歳で世を去りましたが、墓は東照宮社務所の敷地内にあります。これは、この辺一帯が、昔は一山の墓地であったため、東照公の鎮座により、釈迦堂や浄光寺附近に移され、教旻の墓のみが、現在の地に残されたものです。

開祖である勝道上人と共に教旻大僧都は、日光山の基礎を築いた人物として、本市の歴史に、忘れてはならないひとりで

(資料として、日光山輪王寺史そのほかを使用しました)